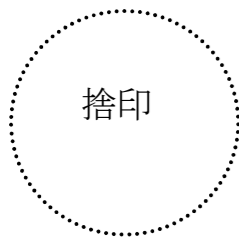


農業経営基盤強化促進事業にかかる農用地利用集積計画同意書

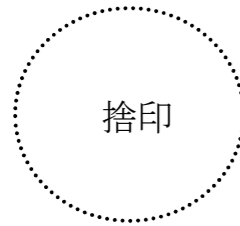
いなべ市長 様



農地中間管理機構を通じて利用権の設定を受ける者 (乙) 住所
(借り手) 氏名

TEL ⑩

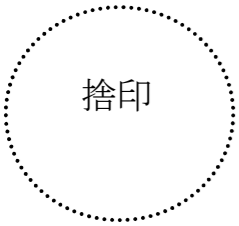
令和 年 月 日
農業経営改善計画の認定の有無
有 (認定番号 -)
無



利用権の設定を受ける者 (丙) 住所 松阪市嬉野川北町530番地
利用権の設定を行う者 (農地中間管理機構) 氏名 (公財)三重県農林水産支援センター

理事長 村上 亘 ⑩
TEL 0598-48-1228

農業経営改善計画の認定の有無
⑩ (農地中間管理機構)



農地中間管理機構に利用権を設定する者 (貸し手) (甲) 住所
氏名
TEL ⑩

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号) 第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めることに同意します。

1 利用権を設定する土地 (各筆明細)

利用権を設定する土地 (A)				設定する利用権 (B)						利用権設定等促進事業等の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (C)	備考		
番号	所在			現況 地目	面積 m ²	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)			借 賃 (10a当り)	借賃の支払方法
	町(大字)名	字名	地番										
1									年 (令和 年 月 日)	円			
2									年 (令和 年 月 日)	円			
3									年 (令和 年 月 日)	円			
4									年 (令和 年 月 日)	円			
5									年 (令和 年 月 日)	円			

上記の利用権を設定する土地の貸し手以外の権原者等の同意 (D)

土地の番号 :
住 所 :
氏 名 : ⑩ ⑩ ⑩
権利の種類 :

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより、利用権を設定する者（以下「甲」という。）から農地中間管理機構（以下「丙」という。）を通して利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）に設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 転貸
乙は、利用権の目的物（以下「目的物」という。）を、第三者に転貸することはできない。
- (2) 借賃の増減額請求
甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減額を請求しない。
- (3) 借賃の支払期限及び猶予
ア 乙が丙に支払う借賃の初回の支払期限は、9月末日までに目的物にかかる農用地利用集積計画の公告があった場合はその年の11月末日、それ以降に農用地利用集積計画の公告があった場合は翌年の11月末日とする。以降は毎年11月末日を支払期限とする。
イ 丙が甲に支払う初回の支払期限は、9月末日までに目的物にかかる農用地利用集積計画の公告があった場合はその年の12月25日、それ以降に農用地利用集積計画の公告があった場合は翌年の12月25日とする。以降は毎年12月25日を支払期限とする。
- イ 甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期日までに借賃の支払をすることができない場合には、原則、1年を限度として、相当と認められる期日まで、その支払を猶予する。
- (4) 借賃の変更及び減額
ア この計画に同意した後に、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃等の動向などの情報を勘案して借賃の変更をする場合には、甲、乙、丙及び市町が協議して定める額に変更することができる。
イ 目的物が農地である場合で、乙から丙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、丙が当該借賃を減額する場合には、丙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき甲、乙、丙及び市町が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。
- (5) 境界の明示
甲は、丙が当該土地の境界の明示を求めたときは、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
- (6) 負担の除去
甲は、当該土地の引渡の時期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- (7) 遅延損害金
ア 乙は、丙が別途定める期日までに借賃を支払わない場合は、丙に対し、支払期日の翌日から支払い日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。
- (8) 修繕及び改良
ア 甲は、乙及丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。但し、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で丙の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、丙又は乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。但し、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- ウ 丙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の定めるところによるものとする。
- (9) 租税公課の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 目的物に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が乙に負担させる。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
エ その他目的物の通常の維持管理に要する経費は、丙が乙に負担させる。

- (10) 利用権の解除
丙は、利用権の取得後2年間を経過しても、目的物の貸付を行うことが見込めない場合は、丙が取得利用権を解除することができる。
- (11) 利用権の消滅
天災地変その他、甲及び乙並びに丙の責に帰すべからざる理由により目的物の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができないときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。
- (12) 目的物の返還
利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、丙を通じて甲に対して目的物を原状に回復して返還する。但し、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は目的物の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。
- (13) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲、乙及び丙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。但し、甲、乙、丙及び市町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (14) その他
この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び市町が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに丙の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考

（各筆明細記載注意）

- (1) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きする。
なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (2) (B) 欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (3) (B) 欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的（例えば水田、普通畑、樹園地、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (4) (B) 欄の「存続期間（終期）」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (5) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の10a当り借賃の額を記載する。
- (6) (C) 欄は、(B) 欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。
- (7) (D) 欄は、貸し手以外に権原者がいないときは記入を要しない。